

令和5年第6回堺市教育委員会議事録

| | |
|---------------------|--|
| 開催日 | 令和5年5月15日(月) |
| 場所 | 堺市役所 本館3階 大会議室3 |
| 会議種類 | 定例会 |
| 教育長の報告 | ①審査請求の裁決について |
| 議案・報告 | 議案第16号 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 議案第17号 令和6年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について 議案第18号 令和5年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について 議案第19号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について |
| その他報告 | ①いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告) |
| 教育長 | 栗井明彦教育長 |
| 出席委員 | 河盛幹雄委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 |
| 事務局出席者 | 山崎久樹教育次長 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 富岡重幸学校教育部長 島原宏文教育課程課長 川端一学生徒指導課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長 |
| 開会宣言 | 午後2時30分 |
| 栗井明彦教育長 | これより、令和5年第6回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、傍聴を許可します。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。 |
| 森本恭明教育政策課長補佐 | 報告いたします。 本日の会議には宮本委員が欠席されています。 また、事務局におきましては長山教育監が欠席しています。案件に関する理事者は全員が出席しています。 |
| 栗井明彦教育長 | これより、本日の会議を開きます。 先にお配りしました、令和5年第5回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。 |
| 【案 件】 | 日程第1 議案第16号 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について |
| 栗井明彦教育長 | 次に日程に入ります。 「議案第16号 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。 |
| 【説明】 樋口信征教職員企画課長 | 議案第16号 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。 本件は、堺市学校園教職員厚生会からの依頼に基づき、職員の給与の控除について所要の改正を行うものです。 改正内容は、堺市学校園教職員厚生会に納付金として支払うべき会費等を職 |

| | |
|----------------------------|--|
| | <p>員の給与から控除することができることとするものです。 本規則は、公布の日から施行するものです。 説明は以上です。</p> |
| 栗井明彦教育長 | <p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 【採 決】 | 可決 |
| 栗井明彦教育長 | <p>次に、日程第2の前に、お諮りいたします。 日程第3「議案第18号 令和5年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は人事に関する案件であるため、 日程第4「議案第19号 市長からの意見聴取について」は報道発表等による公表前であるため、 教育長の報告①「審査請求の裁決について」及び その他の報告①「いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」は関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 次に、日程第2「議案第17号 令和6年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」及び 日程第3「議案第18号 令和5年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、 鈴木委員、新谷委員は、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」の規定に基づき、議案第17号及び18号の議事に参与することができません。 一旦ご退席いただきます。</p> |
| (鈴木委員、新谷委員退室) | |
| 【案 件】 | 日程第2 議案第17号 令和6年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について |
| 栗井明彦教育長 | <p>それでは日程第2 「議案第17号 令和6年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p> |
| 【説 明】 島原宏文教育課程課長 | <p>議案第17号 令和6年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について説明いたします。 本案は、令和6年度の教科書採択にあたり、堺市教育委員会の基本方針及び採択基準の策定について、議案として上程するものです。 はじめに、教科用図書採択の概要について説明します。 今年度は、小学校の教科用図書及び、高等学校の教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による支援学校小学部及び中学部並びに支援学級における教科用図書の採択替えの年度となります。小学校においては全種目が採択替えとなります。 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部）において使用する教科用図書は、教科書無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科用図書を4年間採択しなければならないとされています。 平成29年3月に学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度より新学習指導要領に基づいた指導が全面実施となり、その全面実施にあわせて、教科用図書の採択替えが小学校は令和元年度、中学校は令和2年度に行われました。したがって、小中学校における教科用図書の使用期間</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>は、小学校は令和2年度から5年度までの4年間、中学校は令和3年度から6年度までの4年間となり、小学校では令和6年度から使用する教科用図書を採択し、中学校では令和5年度に採択した教科用図書と同一の教科用図書を採択することとされています。</p> <p>続いて、教科用図書採択の基本方針及び採択基準について説明します。</p> <p>教科用図書採択の基本方針は、次の4点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。 2 知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。 <p>次に、教科用図書の採択基準について説明します。</p> <p>本市立学校における教科用図書採択は、大阪府教育委員会が示す採択の基本事項に基づき定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 では、小学校における令和6年度使用教科書については、本年度採択替えを行いますので、その基準について記載しています。 2 では、中学校における令和6年度使用教科書については、令和5年度と同一の教科用図書を採択することを記載しています。 3 では、支援学校及び支援学級における一般図書については、本年度も採択替えを行いますので、その基準について記載しています。 4 では、高等学校における令和6年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから採択します。 <p>続いて、教科用図書の採択スケジュールについてお伝えします。</p> <p>基本方針・採択基準をもとに、5月24日に第1回教科用図書選定委員会、5月30日に教科用図書調査員全体会及び分科会を開き、それ以降、小学校教科用図書、一般図書について、調査員による調査・研究を行います。</p> <p>約1カ月の調査・研究期間を経て、調査報告書を作成し、7月に調査員の代表が、選定委員会で報告します。</p> <p>選定委員会で取りまとめた意見等については、教育委員に対して説明を行い、教育委員同士での意見交換や研究を経て、8月の定例会で審議・採択していただく予定です。</p> <p>高等学校については、校内で選定調査会を組織し、調査研究及び選定を行った後、教育委員会に議案を上程し、8月定例会で採択していただく予定です。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 栗井明彦教育長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p> |
| 【採 決】 | 可決 |
| (日程第3議案第18号～日程第4議案第19号、教育長の報告①、その他の報告①は秘密会) | |
| 【案 件】 | 日程第3議案第18号 令和5年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について |

| | |
|----------------------------|--|
| 栗井明彦教育長 | <p>それでは日程第 3 「議案第 18 号 令和 5 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p> |
| <p>【説明】 島原宏文教育課程課長</p> | <p>議案第 18 号 令和 5 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について説明いたします。 本件は、教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 5 号に規定する重要なものとして、教育委員会の議決事項として上程するものです。 本市では、当該年度に定める「堺市立学校で使用する教科用図書採択の方針及び採択基準」に基づき、堺市立義務教育諸学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うため、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置しています。 その委員構成については、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則 2 条の規定に基づき堺市立義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者、義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭、教育委員会事務局の職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命します。 令和 6 年度に使用する教科用図書採択にあたり、選定委員を候補者名簿（案）のとおり委嘱又は任命するものです。 委嘱又は任命の日については、令和 5 年 5 月 24 日を予定しており、令和 6 年 3 月 31 日までの任期となっています。 なお、委嘱書又は辞令書については、令和 5 年 5 月 24 日第 1 回選定委員会において各選定委員に交付します。 説明は以上です。</p> |
| 栗井明彦教育長 | <p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 【採決】 | 可決 |
| (鈴木委員、新谷委員入室) | |
| 栗井明彦教育長 | <p>次に、日程第 4 「議案第 19 号 市長からの意見聴取（令和 5 年度堺市一般会計補正予算）について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p> |
| <p>【説明】 岩井伸司教委総務課長</p> | <p>議案第 19 号 市長からの意見聴取（令和 5 年度堺市一般会計補正予算）について説明いたします。 本件は、令和 5 年第 2 回市議会（定例会）に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 別紙 1、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。 教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳入予算で、国庫補助金が、1 億 1,967 万 8 千円の減額、市債が、3 億 6,440 万円の減額、歳出予算が 7 億 2,400 万 4 千円の減額となっています。 別紙 2 をご覧ください。 まず、歳入予算の国庫支出金と市債については、学校建設費において、令和 5 年度当初予算で執行予定であった事業について、国の前倒し補正により令和 4 年度補正予算措置し、繰越明許費で執行することとなったため、該当する事業について現年度予算の一部を減額補正し、それに伴う歳入予算も同様に減額補正するものです。 続きまして、歳出予算についてです。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>歳入予算で説明した減額に伴う、学校建設費の減額補正であり、内訳としては、小学校施設等整備事業を4億6,027万8千円減額、中学校施設等整備事業を2億3,433万9千円減額、特別支援学校施設等整備事業を2,938万7千円減額します。</p> <p>最後に、地方債の補正についてです。 学校建設にかかる経費の減額に伴い、地方債の限度額も減額する内容となっています。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 栗井明彦教育長 | <p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 【採 決】 | 可決 |
| 【教育長の報告①】 | 審査請求の裁決について |
| 栗井明彦教育長 | <p>それでは、教育長の報告① 「審査請求の裁決について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。</p> |
| 【説明（要旨）】 伊藤修士教委総務部長 | <p>個人情報開示請求に対し公開した資料の大部分が非開示であったことから審査請求が行われ、個人情報保護審議会へ諮問した事案について、同審議会からの答申を受け、当該審査請求を裁決したことについて報告するもの。 裁決にあたって、審査庁は個人情報保護審議会の答申を尊重し、特段の合理的な理由がないかぎり答申と異なる裁決をすることはできないこととなっており、本事案に関して答申内容を覆す特段の理由はないと判断したため、裁決は答申と同じ内容としたもの。</p> |
| 【その他報告①】 | いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告） |
| 栗井明彦教育長 | <p>それでは、その他報告① 「いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」を報告します。 詳細については、担当課長より説明します。</p> |
| 【説明（要旨）】 川端一生生徒指導課長 | 学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の不登校重大事態に関する4件の調査結果報告書について報告するもの。 |
| 閉 会 宣 言 | 午後3時03分 |
| 栗井明彦教育長 | <p>以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和5年第6回教育委員会を閉会します。</p> |